

- 1 . 内閣府（原子力防災）について
- 2 . 原子力災害時における国・自治体の体制
- 3 . 地域防災計画の充実に向けた取り組み
- 4 . 地域防災力向上に向けた更なる取り組み

地域防災計画の充実に向けた対応

- I 原子力発電所の所在する地域ごとに課題解決のため、
「地域原子力防災協議会」を設置して、関係道府県・市町村の
地域防災計画・避難計画の充実化を支援。
- I 同協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における
対応（「緊急時対応」）が具体的かつ合理的であることを確認する。

検討経緯

- ρ 玄海地域原子力防災協議会作業部会（計14回開催）
平成27年6月1日～平成28年11月17日
- ρ 玄海地域原子力防災協議会
平成28年11月22日
- ρ 第8回原子力防災会議
平成28年12月9日

PAZ: Precautionary Action Zone

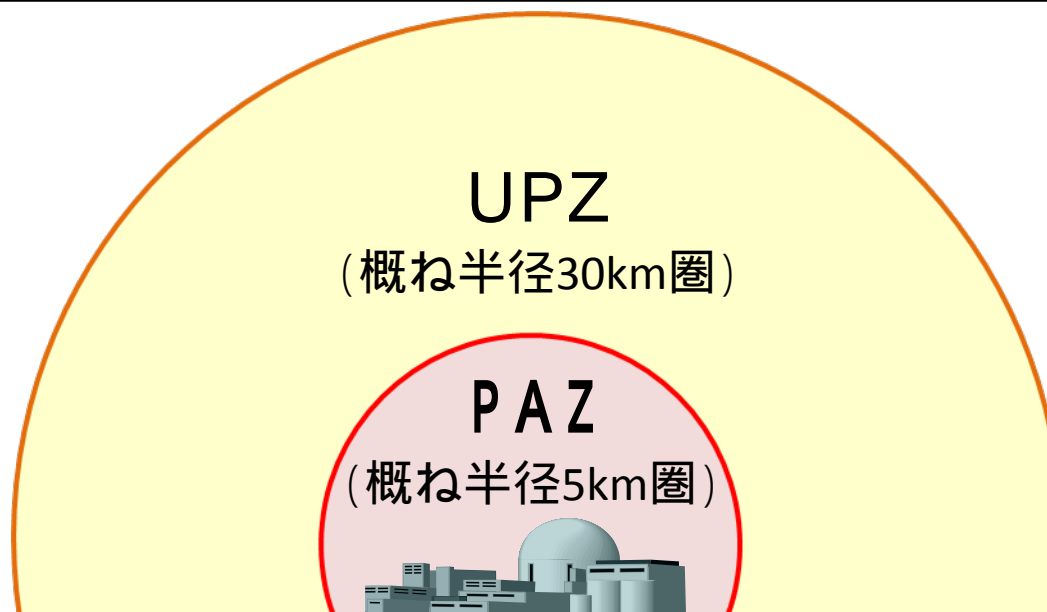
「予防的防護措置を準備する区域」

原子力発電所から概ね半径5km圏内。
放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を行う。

UPZ: Urgent Protective action planning Zone

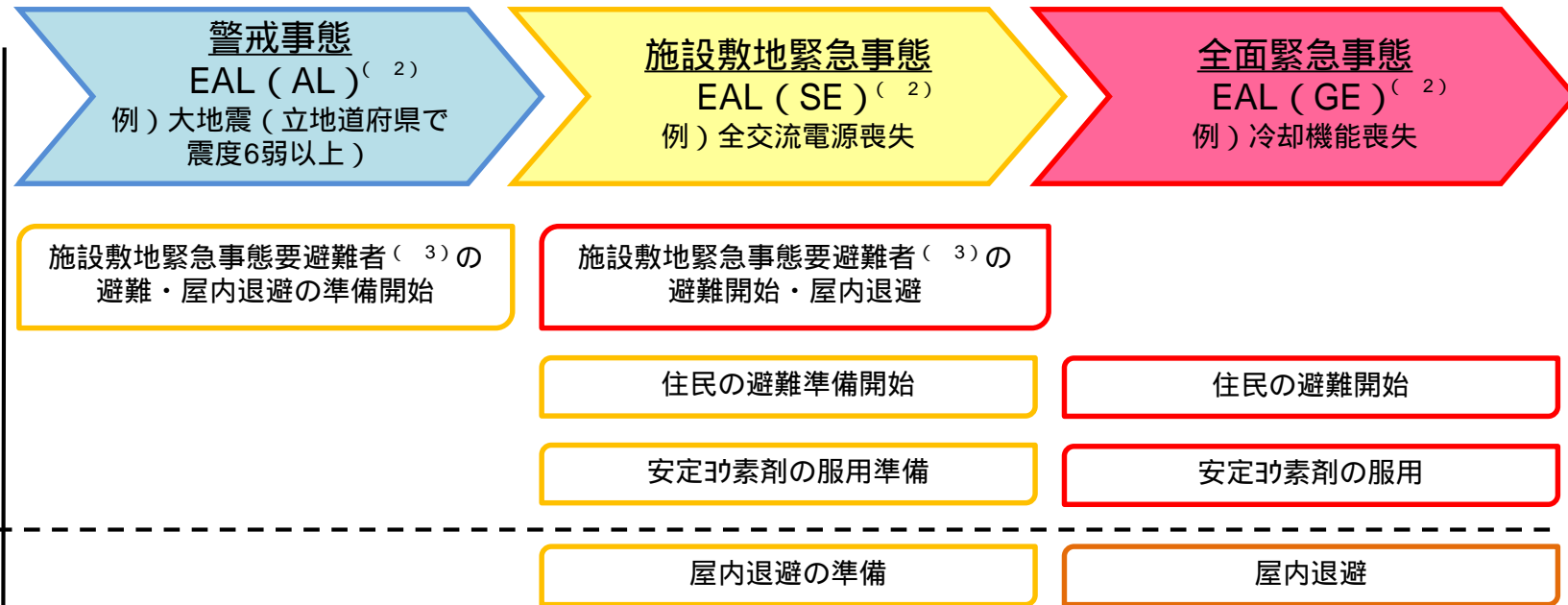
「緊急時防護措置を準備する区域」

PAZの外側の概ね半径30km圏内。
予防的な防護措置を含め、段階的に屋内退避、避難、一時移転を行う。



3 - 3 原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置

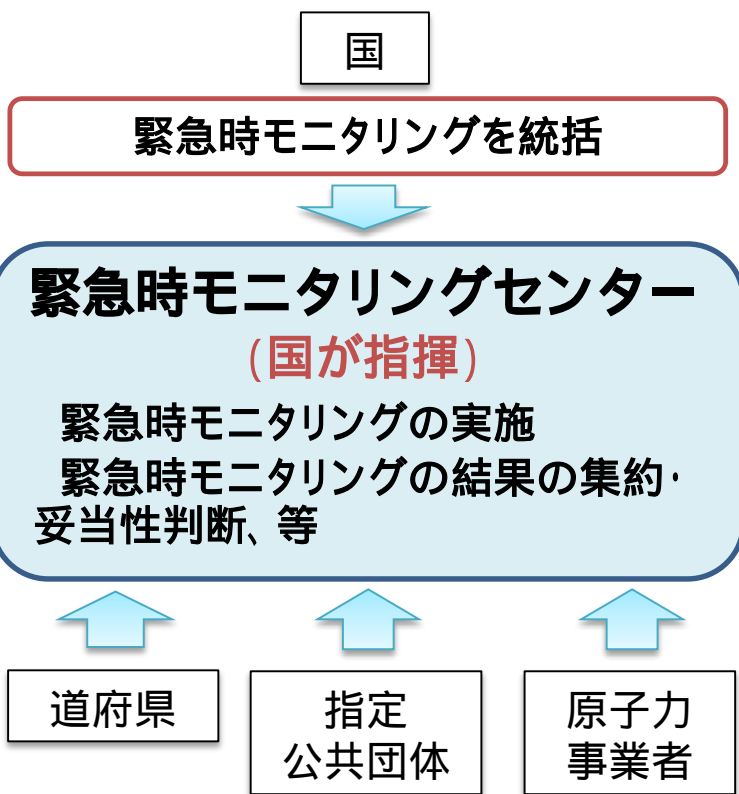
- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



- (1) EAL (Emergency Action Level) : 緊急時活動レベル
避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準
- (2) (AL) = Alert (SE) = Site area Emergency (GE) = General Emergency
- (3) 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者 (災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。)、安定ヨ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者。
- (4) 事態の規模、時間的な推移に応じてUPZ内においても段階的に予防的防護措置を実施する場合あり。
- (5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

3 - 4 原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、UPZ圏内においては住民の屋内退避を実施。
- その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が一定値超となる区域を特定。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により一時移転等を実施。
- 飲食物については、放射性核種ごとに濃度基準を設け、摂取制限を実施。



モニタリング結果

種類	初期基準値	防護措置の概要
OIL1	500 μ Sv/h	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。
OIL2	20 μ Sv/h	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物の基準	0.5 μ Sv/h	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
OIL6	核種ごとに基準を設定	一週間以内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

参考：1 μ Sv = 0.001mSv = 0.000001Sv

○ 昨年11月22日、玄海地域原子力防災協議会において、関係府省庁、佐賀県、長崎県、福岡県、関係市町等により、避難計画を含む玄海地域の緊急時における対応（「玄海地域の緊急時対応」）が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認し、その後、昨年12月9日、原子力防災会議（議長：内閣総理大臣）で報告・了承。



内閣府政策統括官(原子力防災担当)
玄海地域原子力防災協議会

目次		内閣府
1	はじめに	P.3
2	げんかい 玄海地域の概要	P.4
3	緊急事態における対応体制	P.9
4	PAZ内の施設敷地緊急事態における対応	P.20
5	PAZ内の全面緊急事態における対応	P.34
6	UPZ内における対応	P.49
7	UPZ内の離島における対応	P.74
8	放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制	P.99
9	緊急時「リング」の実施体制	P.116
10	原子力災害時の医療の実施体制	P.127
11	国の実動組織の支援体制	P.140

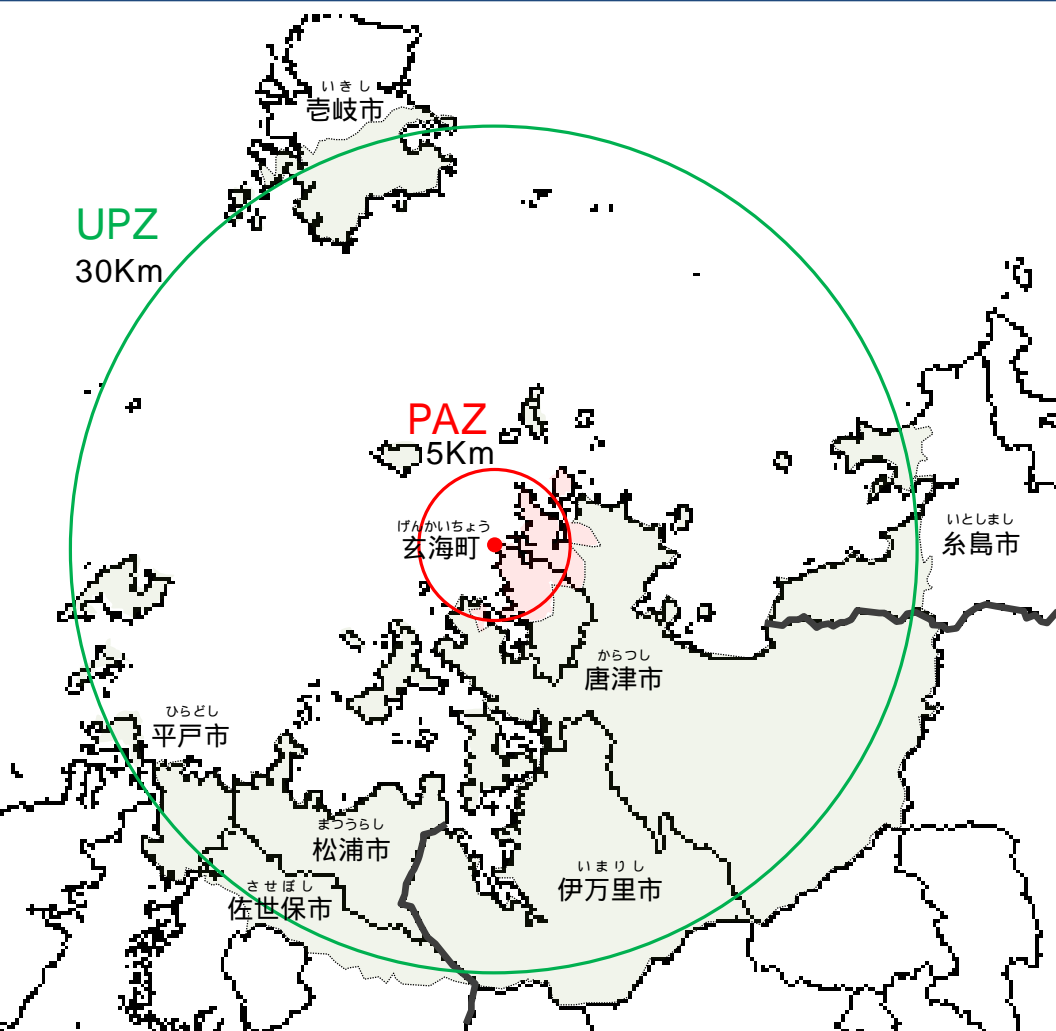


3 - 6 原子力災害対策重点区域の概要

○玄海地域における原子力災害対策重点区域(概ね半径30kmの範囲)の人口は262,826人
(佐賀県:平成28年4月30日現在、長崎県:平成28年3月31日・4月1日現在、福岡県:平成28年4月1日現在)

○PAZ内の人口は玄海町3,673人、唐津市4,453人。

○UPZ内の人口は関係3県8市町254,700人。



<概ね5km圏内>

PAZ (予防的防護措置を準備する区域) :

Precautionary Action Zone

急速に進展する事故を想定し、事故が発生したら直ちに避難等を実施する区域

1市1町 (玄海町、唐津市) 住民数 : 8,126人

<概ね5~30km圏内>

UPZ (緊急時防護措置を準備する区域) :

Urgent Protective Action Planning Zone

事故が拡大する可能性を踏まえ、避難や屋内退避等を準備する区域

7市1町 (佐賀県玄海町、唐津市、伊万里市、
長崎県松浦市、佐世保市、平戸市、
壱岐市、福岡県糸島市)
住民数 : 254,700人

佐賀県:平成28年4月30日現在

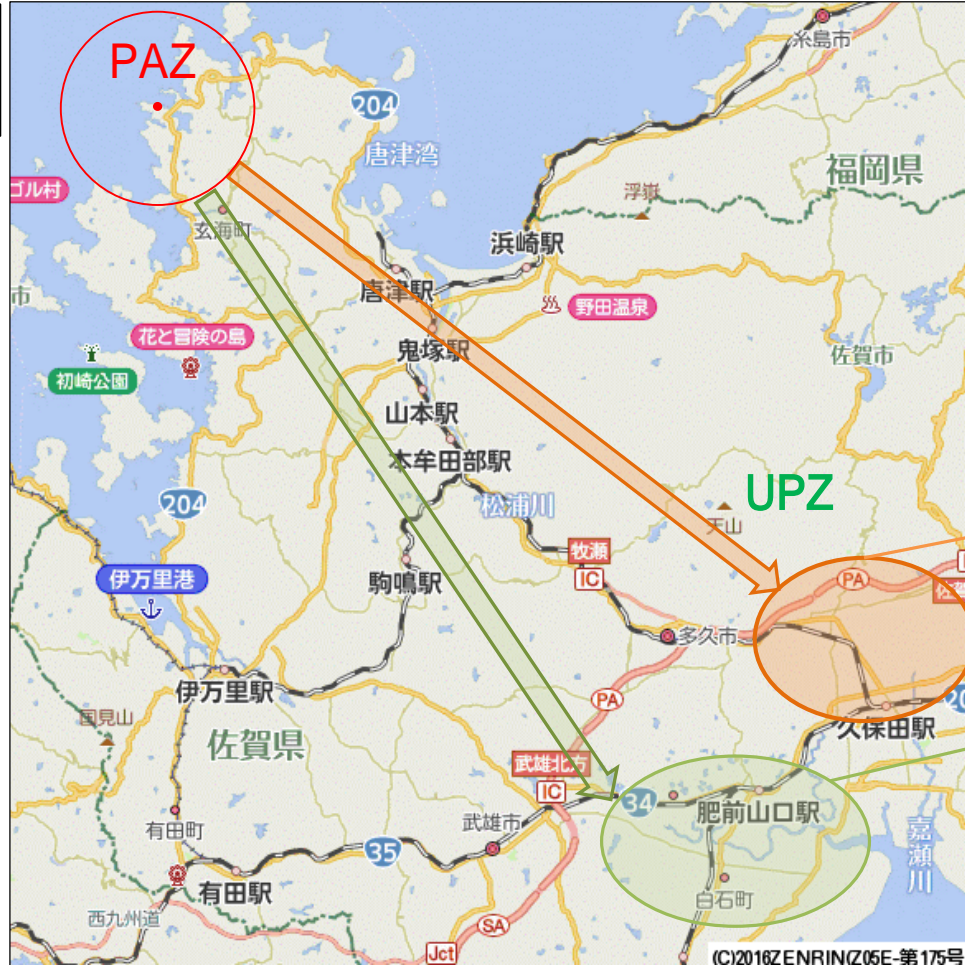
長崎県:平成28年3月31日・4月1日現在

福岡県:平成28年4月1日現在

3 - 7 PAZ内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質放出前の段階で、予防的防護措置とし、PAZ内は即時避難。
- 避難に時間を要する施設敷地緊急事態要避難者は、さらに前の段階(施設敷地緊急事態)で避難を開始。
- PAZ約8100人について、複数避難経路、避難先確保。(玄海町 小城市、唐津市 白石町・江北町)
- 自家用車で避難できない者のために、避難に必要なバス等の輸送能力を確保。
- 避難施設を一般住民向け約8600人分(18施設)、要支援者向け約7200人分(127施設)を確保。
- 無理に避難すると健康リスクが高まる者等のための放射線防護対策施設(6施設)を整備

PAZ内市町
の広域避難先



県	市町	住民数
佐賀県	玄海町	3,673人
	唐津市	4,453人
合計		8,126人

げんかいちょう
玄海町避難先
おぎし
小城市

からつし
唐津市避難先
こうほくまち しろいしちょう
江北町、白石町

自然災害等により上記避難先に避難できない場合は、佐賀県がUPZ外で代替避難先を確保

3 - 8 PAZにおける避難・屋内退避の概要

区域	種別	対象者数	避難等の流れ			備考
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
PAZ (発電所から概ね5km圏内)	施設敷地緊急事態(原災法10条)で避難開始	避難行動要支援者(医療機関)	8人 唐津市 合計 8人	＜避難可能な者:8人＞(玄海町8人) 対象施設 玄海町(1施設:8人) 唐津市(対象施設なし)	医療機関(災害拠点病院1施設) 放射線防護対策施設(玄海町内1施設)	施設の避難計画に基づき、緊急時に佐賀県が避難先となる災害拠点病院を選定。
	避難行動要支援者(社会福祉施設)	109人 唐津市 98人 合計 207人	＜避難可能な者:138人＞(玄海町69人、唐津市69人) 対象施設 玄海町(2施設:109人) 唐津市(2施設:98人)	社会福祉施設等 <玄海町の場合> (佐賀市内2施設・多久市内1施設・小城市内2施設) <唐津市の場合> (佐賀市内1施設・小城市内3施設・江北町内1施設)	放射線防護対策施設(玄海町内1施設、唐津市内1施設)	施設の避難計画において、避難先施設を設定。無理に避難すると健康リスクが高まると判断された場合は、輸送等の避難準備が整うまで自施設内で屋内退避を実施。
	避難行動要支援者(在宅)	玄海町 174人 唐津市 290人 合計 464人	＜避難可能な者:416人＞ 対象者 玄海町:174人 唐津市:290人	集合場所(玄海町内15か所) → 玄海町避難先(小城市内8施設) 集合場所(唐津市内12か所) → 唐津市避難先(江北町内3施設、白石町内7施設)	福祉避難所(116施設)	避難行動要支援者は、避難先施設を経由して、指定された福祉避難所へ避難。無理に避難すると健康リスクが高まる避難行動要支援者は、近隣の放射線防護対策施設へ移動。
	避難行動要支援者(学校・保育所)	玄海町 122人 唐津市 434人 合計 556人	＜保護者へ引き渡しができなかった児童等＞ 対象施設 玄海町(1施設:122人) 唐津市(4施設:434人)	玄海町児童等バス4台により避難 唐津市児童等バス11台により避難	玄海町避難先(小城市内1施設) 唐津市避難先(江北町内2施設、白石町2施設)	学校・保育所の児童等は、警戒事態になった場合、授業・保育を中止し、保護者への引き渡す。保護者へ引き渡しできなかった場合は、施設敷地緊急事態で避難を行い、避難先で保護者に引き渡し。
	(原災法15条)で避難開始	一般住民 ³	玄海町 3,260人 唐津市 3,631人 合計 6,891人	＜玄海町から避難する者＞ 対象者 玄海町:3,260人 唐津市:3,631人 集合場所(玄海町内15か所) 徒歩等で移動(433人)	玄海町避難先(小城市内8施設)	住民はあらかじめ定められた避難所へ避難。自家用車を利用可能な者は自家用車で移動。自家用車が利用できない者は、PAZ内市町のバス会社が保有する車両で移動。
全面緊急事態	一般住民	＜唐津市から避難する者＞ 対象者 玄海町:3,260人 唐津市:3,631人 集合場所(唐津市内12か所) 徒歩等で移動(710人)	唐津市避難先(江北町内3施設、白石町7施設)			
	合計	8,126人				

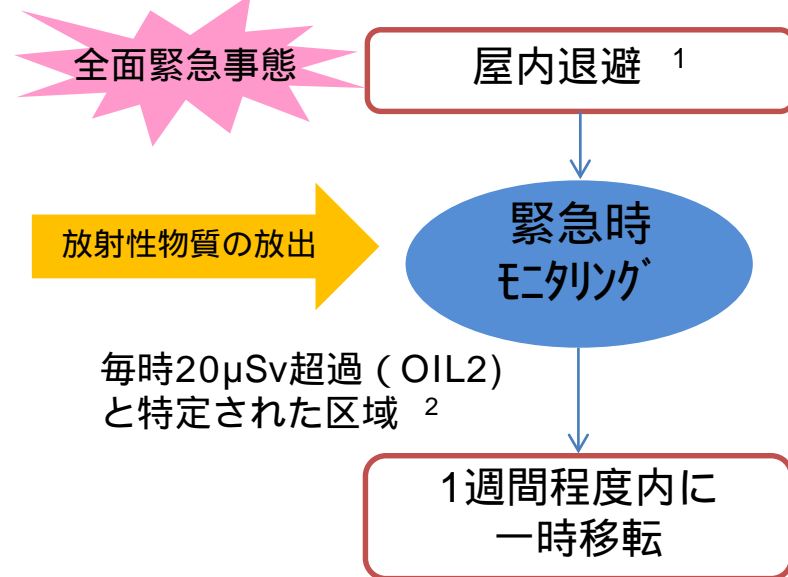
3 一般住民の対象者数は、PAZ内住民の合計数から施設敷地緊急事態で避難する住民を引いた数字であり、若干の増減がある。

3-9 UPZ内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質放出前の段階で、UPZ内においては住民の屋内退避を開始する。
- 放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が毎時20 μ Sv 超過となる区域を1日程度内に特定。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により1週間程度内に一時移転を実施する。



UPZ内の防護措置の基本的な流れ



- 1 地震等により家屋における屋内退避が困難な場合には、近隣の避難所等にて屋内退避。仮に近隣の避難所等に収容できない場合には、地震等による影響がない避難所等を、UPZ内外を含め選定し、避難等を実施。
- 2 空間放射線量率が毎時500 μ Sv超過 (OIL1) となる区域が特定された場合は当該区域の住民を速やかに避難させる。
- 3 1 μ Sv = 0,001mSv = 0,000001Sv